

申告と納税は正しくお早めに

所得と収入は違います

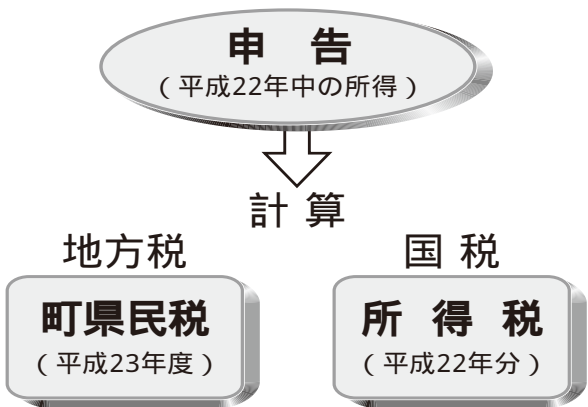
個人の一年間の「収入」からその収入を得るために使った「必要経費」を引いて「所得」を計算します。

町県民税と所得税とは

町県民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して事業主や個人に通知し税金を徴収します。（平成23年度の住民税所得割の税額は平成22年中の所得金額が基準となります。）

所得税は国税で、一年間の所得に対して、事業主や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。

サラリーマンの場合、町県民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから源泉徴収されています。



所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得 公社債や預貯金の利子などによる所得	収入金額 - 利子所得の金額
2	配当所得 株式の配当や証券投資信託の収益分配などによる所得	収入金額 - 株式等の元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得 土地や建物などの不動産の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得 農業、商工業などの事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得 給料、賞与などによる所得	収入金額 - 給与所得控除額 - 特定支出の額の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額 = 給与所得の金額
6	退職所得 退職金、その他退職により一時に受ける給与などによる所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7	山林所得 山林の伐採または譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得 土地や建物、株式などその他の資産の譲渡による所得	収入金額 - 資産の取得費 - 資産の譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得 生命保険による一時金、損害保険による満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得	収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得 公的年金や原稿料、出演料、生命保険年金など上記の1～9にあてはまらない所得	次のとの合計額 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 を 除く 雑所得の収入金額 - 必要経費

納税は口座振替の利用を

所得税や消費税の納税には、安全で便利な振替納税を利用してください。

振替納税は、あなたの預貯金口座（銀行、農協、郵便局など）から、口座振替により、納税することができるものです。

あなたの預貯金口座から、決められた納期限に自動的に引き落とされます。

納付のため、現金を用意したり、金融機関に出掛けて納税したりする必要がありません。

うっかり納税を忘れて、延滞金を払うこともありません。手続は簡単です。「預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入して、税務署か、ご利用の金融機関に提出してください。

（確定申告の期間中は、役場の申告会場でも提出できます。）

平成11年～18年、平成21年～25年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けた方で所得税から控除しきれなかった額がある方へ

勤務先での年末調整または税務署での確定申告の際に所得税の住宅ローン控除を受けた方で所得税から控除しきれなかった額がある方は、町県民税の住宅ローン控除が受けられます。「住宅借入金等特別税額控除申請書」を別途役場へ提出する必要はありません。ただし、次の場合は町県民税の住宅ローン控除が受けられない場合がありますので、役場税務課へ問い合わせください。

- (1) 勤務先から役場へ給与支払報告書が送られない方
- (2) 給与支払報告書の摘要欄に必要事項の記載がない方

所得税の確定申告提出は

e-Tax をご利用ください。

ご自宅のパソコンから申告などの手続きができます。

「e-Tax」を利用して所得税の申告をする

国税庁HPから電子申告

最高5,000円の税額控除

添付書類を提出省略

還付金がスピーディー



さらに便利で使いやすい！
ネットでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

インターネットで **検索**

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxを利用するためには公的個人認証サービスに基づく「電子証明書」が必要です。

電子証明書(公的個人認証サービス)

取得方法 住民福祉課で住民基本台帳カードを入手後、手続きを行うと取得できます。電子証明書は住民基本台帳カードに記録されます。

取得に必要なもの

- ・本人確認のできるもの（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど官公署が発行した顔写真付き証明書）
- ・住民基本台帳カード（住民基本台帳カードを取得していない方は印鑑）

発行手数料 住民基本台帳カード500円、電子証明書500円
利用に必要なもの インターネットに接続可能なパソコン、ICカードリーダーライター
関連ホームページ

・電子証明書（公的個人認証サービス）について

<http://www.jpki.go.jp/>

・ICカードリーダーライターについて <http://www.jpki-rw.jp/>

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111(内225)

電子証明書の有効期限は3年間です。住民基本台帳カードの有効期限10年とは異なりますのでご注意ください。